採　捕　の　種　類	海　域	期　間
小型機船底びき網漁業（うち手繰第２種漁業及び手繰第３種漁業）	周防灘	平成21年１月１日から 平成21年２月10日まで

㈱　周防灘とは、次のア、イの２点を結んだ線及びウ、エ、オ、カの４点を順次結んだ３線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。

ア　山口県下関市火ノ山下潮流信号所

イ　福岡県北九州市門司区門司埼灯台

ウ　大分県国東市国東町富来港灯台

エ　大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点

オ　大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県光市杵崎西端と大分県国東市国東町富来港灯台とを結ぶ線との交点

カ　山口県光市杵崎西端

⑻　やなぎむしがれい

やなぎむしがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

やなぎむしがれいの漁獲努力可能量は、１月から12月までの小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業の漁獲努力量で69,346（隻日）とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

採捕の種類	海　域	期　間	係　数
沖合底びき網漁業	宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋	平成21年４月１日から 平成21年６月30日まで	10
小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	福島県の地先水面から茨城県の地先水面まで	平成21年４月１日から 平成21年６月30日まで	1

3　第２種特定海洋生物資源ごとの平成22年から始まる期間の漁獲努力可能量及び管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は以下の⑴～⑻のとおりとする。

⑴　あかがれい

あかがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

あかがれいの漁獲努力可能量は、１月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第１種漁業の漁獲努力量で22,320（隻日）とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

採捕の種類	海　域	期　間	係　数
沖合底びき網漁業（うち１そうびき）	東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海（ただし北緯40度10分９秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く）	平成22年４月１日から 平成22年５月31日まで	2
沖合底びき網漁業（うち２そうびき）	東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海	平成22年４月１日から 平成22年５月31日まで	6
小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	石川県の地先水面から京都府の地先水面（日本海に限る）まで	平成22年４月１日から 平成22年５月31日まで	1

⑵　いかなご

いかなごの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

いかなごの漁獲努力可能量は、１月から12月までの沖合底びき網漁業の漁獲努力量で616（隻日）とする。

採　捕　の　種　類	海　域	期　間
沖合底びき網漁業	北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海	平成22年７月１日から 平成22年８月31日まで

⑶　さめがれい

さめがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さめがれいの漁獲努力可能量は、１月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第１種漁業の漁獲努力量で62,818（隻日）とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

採捕の種類	海　域	期　間	係　数
沖合底びき網漁業	北海道幌泉郡えりも町幌泉灯台中心点と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東、東経142度29分47秒の線以西の太平洋	平成22年５月１日から 平成22年６月30日まで	10
	青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋	平成22年３月１日から 平成22年４月30日まで	
	岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル以深の太平洋	平成22年２月１日から 平成22年３月31日まで	
小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県の地先水面	平成22年５月１日から 平成22年６月30日まで	1

⑷　さわら

さわらの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さわらの漁獲努力可能量は、３月から２月までのさわら流し網漁業の漁獲努力量で121,461（隻日）とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。